

## 低所得世帯に対する日野町の主な支援制度

### 1. 物価高支援給付金（令和6年度）

令和6年度の住民税非課税世帯を対象に、1世帯あたり3万円を支給。さらに、18歳以下の子どもがいる世帯には、子ども1人あたり2万円が加算。

対象条件 令和6年12月13日時点で日野町に住民登録があり、世帯全員が住民税非課税であること。

手続き 対象世帯には「支給のお知らせ」または「申請書」が送付され、手続きが必要な場合がある。

### 2. 低所得子育て世帯加算給付金

物価高騰の影響を受ける低所得世帯に対し、18歳以下の子ども1人あたり5万円を支給。

対象世帯 令和5年度住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯で、既に7万円または10万円の給付金を受給した世帯。

手続き 対象世帯には「支給のお知らせ」または「申請書」が送付され、手続きが必要な場合がある。

### 3. 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

ひとり親世帯で、児童扶養手当を受給している方や、収入が一定基準以下の公的年金受給者に対し、特別給付金を支給。

申請手続き 児童扶養手当受給者は申請不要。公的年金等受給者は申請が必要で、収入証明書類などの提出が求められる。

### 4. 就学援助制度

経済的理由により就学が困難と認められる小・中学生の保護者に対し、学用品費や給食費などの一部を援助。

対象者 町内の小・中学校および県立中学校に在学する児童・生徒の保護者で、生活保護受給者や住民税非課税世帯など。

申請方法 各学校または学校教育課へ申請書を提出。年度途中での申請も可能。

### 5. 福祉医療費助成制度

乳幼児から高校生、重度障害者などを対象に、保険診療の自己負担分を助成。

対象者 ・就学前の乳幼児、小・中学生、高校生等（18歳になった年の年度末まで）  
・重度障害者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級など）

申請方法 健康保険証、マイナンバー、本人確認書類などが必要。

### 6. 生活困窮者自立支援制度

生活に困りごとや不安を抱えている方に対し、相談支援や就労支援などを実施。

相談窓口 日野町社会福祉協議会

支援内容 自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援など。